

議 会 の 概 要

2025



埼 玉 県 議 会 事 務 局

目 次

1	県議会の沿革	1
2	議会の機構	9
(1)	正副議長	9
(2)	機 構	9
3	議 員	10
(1)	議員定数等	10
①	議員定数	10
②	会派別議員数	10
③	年齢別議員数	10
④	職業別議員数	10
⑤	当選回数別議員数	10
(2)	議員選挙区略図	12
4	議会の運営	13
(1)	招集及び会期	13
(2)	本 会 議	14
(3)	議会運営委員会	15
(4)	常任委員会	16
(5)	特別委員会	18
(6)	図書室委員会	20
(7)	会議の記録と会議録	20
(8)	請願及び陳情	21
(9)	議員提出議案等の状況	22
(10)	傍 聴	23
5	議会事務局	24
(1)	機 構	24
(2)	職員の職位別一覧	24
(3)	事務分掌	24
(4)	刊行物	27
(5)	議会広報	28
(6)	議会用自動車の運用	30

(7) 図書室	31
① 設置目的	31
② 運 営	31
③ 施設・設備の概要	31
④ 図書及び資料	31
⑤ 議会史編さん	33
6 議事堂の概要	35
7 県議会の森の概要	39
8 議会費予算	40

参 考 資 料

1 埼玉県概要	42
2 県政の現況	45
3 令和7年度当初予算	47
4 市町村議会議員	51

1 県 議 会 の 沿 革

- ◇ 明治 11 年 7 月に公布された府県会規則に基づいて翌 12 年 6 月 25 日に初めて埼玉県会が開かれた。議員の定数は、9 選挙区で 40 人で、選挙は、選挙権者・被選挙権者とも一定の税金を納める男子とする制限直接選挙制であった。ちなみに、明治 16 年の県人口 96 万 2,717 人のうち選挙権者は 5 万 6,903 人で、県人口の 5.91%にすぎなかった。

議員の任期は 4 年であったが、2 年ごとに半数を改選した。

その後、明治 23 年 5 月に府県制が公布されたが、本県では郡の統合整理に時間がかかったため、明治 30 年から実施された。府県制により議会の性格も議決機関として明確化されるとともに、選挙は全員改選制（総選挙）を採用し、直接選挙制から町村会議員等から選ばれた郡会議員が県会議員を選ぶという間接選挙制となった。

しかし、この府県制に種々不備な点があったため、明治 32 年 3 月に根本的に改正された。改正府県制は、県を自治体として規定し、議員の選挙も再び一定の税金を納める 25 歳以上の男子による制限直接選挙制に改められた。

その後府県制は、男子普通選挙制の導入などをはじめ、しばしば部分的な改正が行われたが、新憲法に基づく地方自治法が施行されるまで、その効力を持続したのである。

- ◇ 昭和 22 年 5 月地方自治法に基づく初の県議会が公選知事によって招集され、議員の報酬や議会運営に必要な諸般の条例・規則が制定された。なお、議員の選挙区、定数も数次の改正を経て、現在 51 選挙区、議員定数 93 人となっている。

次に委員会制度は、昭和 22 年 5 月 27 日に 7 常任委員会を設置した。その後幾多の変遷を経て、現在は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の 8 常任委員会が設置されている。

また、特別委員会については、昭和 22 年 5 月に臨第 4 号議案（副知事、出納長、副出納長選任）審査特別委員会が設置されて以来、各種の特別委員会が設置されてきた。現在は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公社事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の 7 特別委員会が設置されている。

なお、毎年決算認定議案が提出されるが、その都度これを審査するため決算特別委員会が設置されている。

また、毎年当初予算案が提出されるが、その都度これを審査するため予算特別委員会が設置されている。

さらに、図書室の運営を図るため、図書室委員会が設置されている。

- ◇ 議事堂については、明治 12 年の県会発足当初は、埼玉小学師範学校の校舎や玉蔵院、調公園内にあった集産所の建物等を仮議場として使用してきたが、明治 18 年 3 月に県庁内に木造の仮議場を新築した。

その後、明治 44 年には 5 万 9 千円の建築費をもってルネッサンス式を基礎とした本議事堂を建築し、大正 2 年の通常県会から使用された。

しかし、昭和 23 年に県庁舎が消失し、昭和 30 年には新県庁舎を建築することになったため、それと併せて議事堂を新築し使用してきた。その後、議員数の増加に対処するため、新議事堂を建築することになり、昭和 52 年度から 2 か年計画で仮議事堂を新築し、さらに昭和 55 年から 4 か年計画で、77 億 2,760 万円の建築費をもって議事堂を新築し、昭和 58 年 6 月定例会から使用し、現在に至っている。

- ◇ 県議会事務局については、戦前は県庁庶務部の県会書記等が担当していた。昭和 21 年に県会書記長と書記がおかれ、次いで、地方自治法の施行を受けて、昭和 23 年 12 月事務局設置規程、続いて昭和 26 年 5 月、事務局条例が制定された。その後幾多の変遷を経て、現在は事務局長のもとに秘書、総務、議事、政策調査課及び図書室の 4 課 1 室が設置されている。

◎県議会年表

西 暦	年 月	事 項
1871年	明治4年11月	埼玉県を設置
1878年	" 11年 7月	郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の三新法制定公布
1879年	" 12年 5月	初の県会議員選挙を各郡役所 所轄単位に施行(40名)
"	" 12年 6月	第1回通常県会、県立小学師範学校を仮議場として開会
1888年	" 21年 4月	市制、町村制公布
1890年	" 23年 5月	府県制、郡制公布
1897年	" 30年 4月	県会議員選挙(府県制下、初の選挙)(間接選挙38名)
1899年	" 32年 3月	府県制全面改正(直接選挙に戻す)
1913年	大正2年10月	県会議事堂完成
1925年	" 14年 5月	普通選挙法公布
1928年	昭和3年 1月	県会議員選挙(普選法による初選挙41名)
1931年	" 6年12月	県会議員定数条例改正(定数42名)
1941年	" 16年12月	(太平洋戦争始まる)
1942年	" 17年11月	県会議員の全員が翼賛政治体制確立のため県政倶楽部を発足させる。
1945年	" 20年 8月	(太平洋戦争終わる)
1946年	" 21年11月	日本国憲法が公布される。(昭和22年 5月施行)
1947年	" 22年 4月	地方自治法が公布される。(昭和22年 5月施行) ○議員の任期など 県会議員総選挙(府県制下最後の選挙、女性参政定数60名)
"	" 22年12月	地方自治法の改正(昭和23年 1月施行) ○議会の予算増額修正権の設定など
1948年	" 23年10月	県庁舎焼失
"	" 23年12月	綱紀問題調査特別委員会の設置(100条調査)
1949年	" 24年 1月	「埼玉県議会事務局」を設置
1950年	" 25年 4月	公職選挙法が公布される。(同年 5月施行)
"	" 25年 5月	地方自治法の改正(同年 5月施行) ○地方公共団体の事務に関し、議会が検査することができる対象の拡大など

西 暦	年 月	事 項
1951年	昭和26年 4月	地方自治法に基づく、初の県議会議員一般選挙（定数62名）
1952年	" 27年 8月	地方自治法の改正（同年9月施行） ○議会の定例会開催回数の改正など
1955年	" 30年 4月	県議会議員一般選挙（定数62名）
"	" 30年10月	県議会議事堂竣工
1956年	" 31年 6月	地方自治法の改正（同年9月施行） ○議員の兼業禁止規定の設置など
1959年	" 34年 4月	県議会議員一般選挙（定数64名）
1961年	" 36年11月	地方自治法の改正（同年11月施行） ○議員の請負禁止に関する認定手続の明確化など
1963年	" 38年 4月	県議会議員一般選挙（定数66名）
"	" 38年 6月	地方自治法の改正（昭和39年4月施行） ○議決事件の一部改正など
1965年	" 40年 6月	地方公共団体の議会の解散に関する特例法が公布される。（同日施行） ○議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者が同意すれば、議会は自ら進んで解散することができる。
1967年	" 42年 4月	県議会議員一般選挙（定数74名）
1970年	" 45年11月	県民の直接請求による臨時会を開催
1971年	" 46年 4月	県議会議員一般選挙（定数74名）
1975年	" 50年 4月	県議会議員一般選挙（定数86名）
1977年	" 52年10月	県立がんセンター医療機器購入等に関する調査特別委員会の設置（100条調査）
1979年	" 54年 3月	県議会仮議事堂完成
"	" 54年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 54年 5月	一般選挙後の臨時会開催
"	" 54年 6月	県議会100年記念式典
1983年	" 58年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 58年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月23日）
"	" 58年 5月	県議会議事堂竣工

西 暦	年 月	事 項
1987年	昭和62年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
	" 62年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月19日）
1991年	平成 3年 4月	地方自治法の改正（同年4月施行） ○議会運営委員会の条例設置、参考人制度の導入など
"	" 3年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 3年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月21日）
"	" 3年 8月	工事請負契約の締結に係る急施の臨時会開催（8月19日）
1992年	" 4年 3月	大手建設業者で構成される土曜会と県とのかかわり等に関し、企画財政総務委員会に調査権を委任議決（100条調査）
1994年	" 6年 6月	政治倫理規程等検討委員会設置 ○埼玉県議会議員政治倫理綱領（同年7月施行） ○埼玉県議会議員政治倫理規程（同年9月施行）
1995年	" 7年 4月	県議会議員一般選挙（定数95名）
"	" 7年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月24～25日）
"	" 7年12月	政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例（同年12月施行）
"	" 7年12月	埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程（同年12月施行）
1996年	" 8年 7月	県議会ホームページの開設
1997年	" 9年11月	地方自治法施行50周年記念事業の実施
	12月	（11月14日、12月1日）
1999年	" 11年 3月	埼玉県議会情報公開条例（同年10月施行）
"	" 11年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 11年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月24日）
"	" 11年 6月	インターネットによる本会議生中継開始
"	" 11年 7月	地方分権一括法による地方自治法の改正 （平成12年4月施行ほか） ○議員提案要件の緩和ほか
2000年	" 12年 3月	埼玉県議会委員会規程の一部改正（委員会の原則公開）

西 暦	年 月	事 項
2000年	平成12年 5月	地方自治法の改正（同月末施行ほか） ○意見書の提出先、政務調査費の交付、常任委員会数の制限に関する改正
2001年	" 13年 3月	埼玉県県政調査費の交付に関する条例（同年4月施行）
"	" 13年 3月	埼玉県県政調査費の交付に関する規程（同年4月施行）
"	" 13年 3月	浦和市、大宮市及び与野市の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例（同年5月施行）
2002年	" 14年 3月	地方自治法の改正（同年3月施行ほか） ○直接請求の要件緩和ほか
2003年	" 15年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 15年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月27日）
"	" 15年 7月	知事の退職に係る急施の臨時会開催（7月18日）
2004年	" 16年 5月	地方自治法の改正（同年11月施行ほか） ○定例会の招集回数自由化ほか
"	" 16年12月	市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例（17年1月施行）
2006年	" 18年 5月	地方自治法の改正（同年11月施行ほか） ○議長への臨時会の招集請求権の付与、専決処分要件の明確化ほか
2007年	" 19年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
"	" 19年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月22日）
2008年	" 20年 6月	メールマガジン埼玉県議会配信開始
"	" 20年 6月	地方自治法の改正（同年9月施行） ○議会活動の範囲の明確化及び議員の報酬に関する規定の整備
2009年	" 21年 3月	埼玉県県政調査費の交付に関する規程の一部改正（同年4月施行）
"	" 21年 3月	県政調査費の運用指針（同年4月施行）
"	" 21年 5月	職員の給与に関する条例等の一部改正に係る急施の臨時会開催（5月29日）
"	" 21年 7月	会派に関する規程（同年7月施行）

西 暦	年 月	事 項
2009年	平成21年10月	市町村の合併に伴う埼玉県議会議員の選挙区の特例に関する条例（同年10月施行）
	" 21年12月	「県議会の森」の開設
2011年	" 23年 3月	県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（同年4月施行）
	" 23年 4月	県議会議員一般選挙（定数94名）
	" 23年 4月	地方自治法の改正（同年8月施行ほか） ○議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大ほか
	" 23年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月24日）
2012年	" 24年 9月	地方自治法の改正（同年9月施行ほか） ○条例による通年会期の導入、臨時会を長が招集しないときの議長への招集権の付与ほか
2013年	" 25年 3月	埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（同年3月施行）
2014年	" 26年12月	テレビによる本会議中継開始
2015年	" 27年 4月	県議会議員一般選挙（定数93名）
	" 27年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月26日）
	" 27年 6月	地方自治法の改正（28年6月施行） ○選挙権を有する者の年齢を18歳以上に引下げ
2017年	" 29年 6月	地方自治法の改正（30年4月施行ほか） ○決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備
2018年	" 30年10月	熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会の設置（100条調査）
2019年	" 31年 4月	県議会議員一般選挙（定数93名）
	令和元年 5月	一般選挙後の臨時会開催（5月24日）
2020年	" 2年 3月	埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（同年4月施行）
2022年	" 4年12月	埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（5年4月施行）
2023年	" 5年 3月	埼玉県議会業務継続計画（埼玉県議会BCP）策定
	" 5年 3月	埼玉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

2023年	令和 5年 4月	(同年3月施行) 県議会議員一般選挙（定数93名）
	" 5年 5月	地方自治法の改正（6年4月施行ほか） ○地方議会の役割及び議員の職務等の明確化、 地方議会に係る手続のオンライン化ほか
2024年	" 5年12月	親子傍聴室設置
	" 6年 3月	情報通信技術を活用した埼玉県議会の活動の推進 に関する条例（同年4月施行）
	" 6年 4月	埼玉県議会ハラスメント防止等に関する要綱 ○議員活動等を行う上でのハラスメント防止の ため、県議会におけるハラスメント相談窓口を 設置

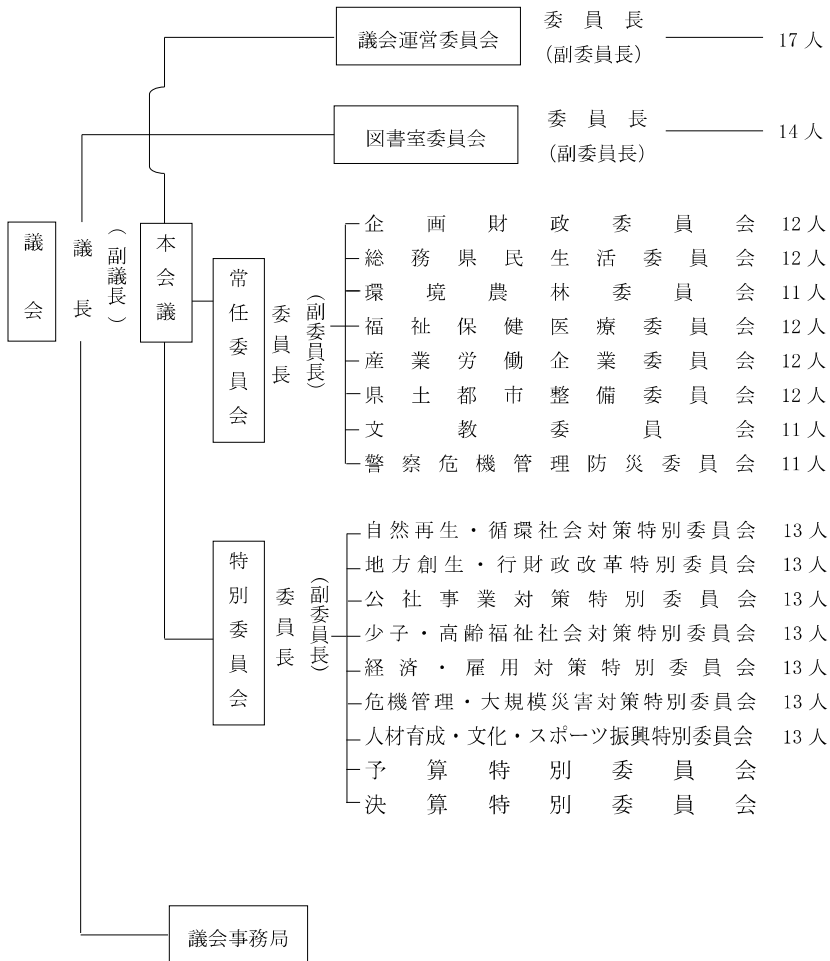
2 議会の機構

(1) 正副議長

議長 白土 幸仁

副議長 飯塚 俊彦

(2) 機構



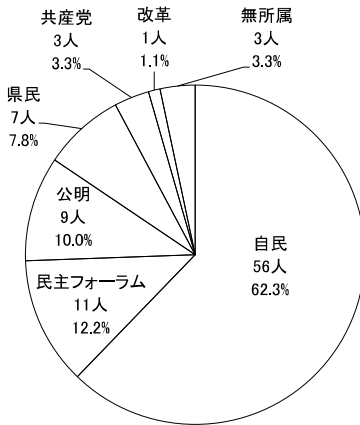
3 議 員

(1) 議員定数等(令和7.4.1現在)

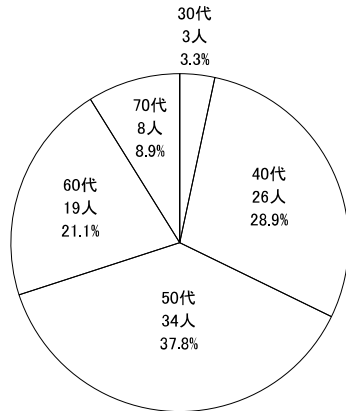
① 議員定数

定 数 93人 (現員 90人)
 議員 1人当たりの人口 81,608人
 (令和2年国勢調査人口 7,344,765人)

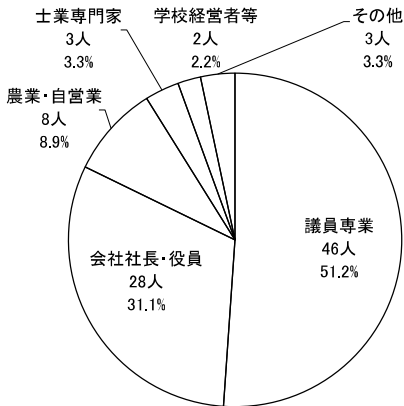
② 会派別議員数



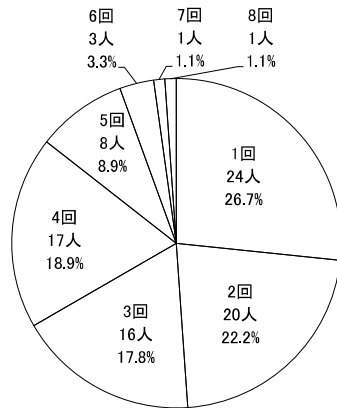
③ 年齢別議員数



④ 職業別議員数



⑤ 当選回数別議員数(その1)



当選回数別議員数（その２）

当選 回数	会 派 別							計
	自 民	民主 フォー ラム	公 明	県 民	共産党	改 革	無所属	
1	13(1)	6(2)	2(1)		3(3)			24(7)
2	11(1)	2	2	4(2)			1	20(3)
3	13(1)			2			1(1)	16(2)
4	11	1	3	1		1		17
5	5	2					1	8
6	1		2					3
7	1							1
8	1							1
計	56(3)	11(2)	9(1)	7(2)	3(3)	1	3(1)	90(12)

※ （ ）内は女性議員数で内数である。

(注)	(自 民)	埼玉県議会自由民主党議員団
	(民主フォーラム)	埼玉民主フォーラム
	(公 明)	埼玉県議会公明党議員団
	(県 民)	無所属県民会議
	(共産党)	日本共産党埼玉県議会議員団
	(改 革)	無所属改革の会
	(無所属)	無所属

(2) 議員選挙区略図

令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙の選挙区図

埼玉県議会議員選挙区図



4 議 会 の 運 営

(1) 招集及び会期

◎ 招 集

定例会は、条例により年4回（2月、6月、9月、12月）招集される。このほか、必要がある場合に臨時会が招集される。

◎ 会 期

会期は、議会の初日に議決で決める。過去の例ではおおむね次のとおりである。

当初予算審議の定例会（2月） 24～37日

その他の定例会 19～23日

臨時会 1～2日

◎ 議会の開会状況

年次	定例会	会 期	日数	備考
30	12月	12.3～12.21	19	
31	2月	2.20～3.15	24	4.7
元	(臨時)	5.24	1	県議会 議員選挙
	6月	6.17～7.5	19	
	9月	9.20～10.11	22	8.25 知事選挙
	(臨時)	10.31	1	
	12月	12.2～12.20	19	
2	2月	2.20～3.27	37	
	(臨時)	4.30	1	
	6月	6.15～7.3	19	
	9月	9.24～10.14	21	
	12月	11.30～12.18	19	
3	(臨時)	1.7	1	
	2月	2.19～3.26	36	
	(臨時)	4.1	1	
	(臨時)	4.19	1	
	(臨時)	4.27	1	
	(臨時)	5.11	1	
	(臨時)	5.31	1	

年次	定例会	会 期	日数	備考
	6月	6.14～7.2	19	
	(臨時)	7.9	1	
	(臨時)	8.27	1	
	9月	9.24～10.14	21	
	12月	12.2～12.22	21	
4	2月	2.19～3.25	37	
	6月	6.17～7.7	21	
	9月	9.22～10.14	23	
	12月	12.2～12.22	21	
5	2月	2.20～3.17	26	4.9 県議会 議員選挙
	(臨時)	5.23～5.24	2	
	6月	6.19～7.7	19	
	9月	9.22～10.13	22	
	12月	12.4～12.22	19	
6	2月	2.20～3.27	37	
	6月	6.17～7.5	19	
	9月	9.25～10.16	22	
	12月	12.2～12.20	19	
7	2月	2.19～3.27	37	

(2) 本 会 議

◎ 会議時間

会議は、午前 10 時に始め、午後 5 時に終わる。ただし、議長は、必要があるときは、変更することができる。

◎ 議案の審議順序

議案上程→提案説明→質疑→委員会付託→委員会の審査結果報告（委員長報告）→委員長報告に対する質疑→討論→採決

◎ 質疑・質問

議案に対する質疑にあわせて県政に対する質問を行っている。

質疑・質問は、一括質問・一括答弁式又は一問一答式を選択して行う例であり、発言通告書の提出期限や発言時間に次のとおり差異がある。

	通告書の提出期限	発言時間
一括質問・一括答弁式	発言の 2 日前の正午（休日を除く）	30 分以内
一問一答式	発言の 3 日前の正午（休日を除く）	30 分以内

なお、代表質問（45 分）は、2 月定例会にのみ行うことを例としている。

◎ 委員会への付託

議案、請願は、次のとおりそれぞれの委員会に付託している。

○ 予 算

一般会計予算（当初）は予算特別委員会に付託し、一般会計補正予算は所管の常任委員会に分割付託する。

特別会計予算（当初）及び企業会計予算（当初）は予算特別委員会に付託し、特別会計補正予算及び公営企業会計補正予算は所管の常任委員会に付託する。

○ 予算以外の議案、請願はそれぞれの所管委員会に付託する。

◎ 委員会の審査結果報告

議会運営委員会、常任委員会、予算特別委員会及び決算特別委員会の審査結果は、文書で報告し、審査経過は委員長が口頭で報告する。

なお、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）の審査経過及び結果は、委員長が口頭で報告する。

◎ 討 論

討論しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出して行う。

討論は、複数の場合は、最初に反対者、次に賛成者とそれぞれ交互に発言することになっている。

◎ 採 決

通常は起立による採決の方法をとっているが、起立者の多少を認定し難いとき又は認定に異議があるときは、投票により採決する。

(3) 議会運営委員会

◎ 設置目的及び構成

議会運営委員会は、議会運営の円滑を期するため、条例により設けられている。委員会は、17人の委員（令和7年3月28日現在では、自民11人、民主フォーラム2人、公明2人、県民1人、共産党1人）をもって構成されている。

◎ 選任方法及び任期

委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

委員の任期は、選任の日から翌年の2月定例会の閉会日まで（任期満了による後任者の選任は、その任期満了前に行うことができ、この場合、後任者の任期は前任者の任期満了の日の翌日からとなる。）である。ただし、後任者が選任されるまでの間、在任する。

委員会には、委員長1人及び副委員長2人が置かれ、委員が互選する。

◎ 会 議

会期中は必要に応じ本会議開会（開議）前又は休憩中に、閉会中は通常招集告示日に開会している。

◎ 担任事項

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案等を審査する。

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

◎ 視察調査

視察は、通例県外視察を年2回行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生動向を考慮し、令和2年度から令和4年度までは視察を実施しなかったが、令和5年度から再開した。

(4) 常任委員会

◎ 常任委員会の任務

各常任委員会においては、本会議で付託された議案及び請願の審査並びに所管事務に関する調査を行っている。

◎ 選任方法及び任期

委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

委員の任期は、選任の日から翌年の2月定例会の閉会日まで（任期満了による後任者の選任は、その任期満了前に行うことができ、この場合、後任者の任期は前任者の任期満了日の翌日からとなる。）である。ただし、後任者が選任されるまでの間、在任する。

正副委員長の選任は、委員の互選による。

◎ 会 議

委員会は、委員長が招集する。ただし、委員定数の半数以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

委員会は、委員定数の半数以上の出席をもって会議を開くことができ、議事は出席委員の過半数で決する。

委員会の活動は原則として会期中に限られるが、議会の議決により付議された特定の事件については閉会中も審査することができる。

◎ 視察調査

視察は、委員会単位に通例県外視察を年2回、県内視察を年1回程度行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生動向を考慮し、令和2年度及び令和3年度は視察を実施せず、令和4年度から段階的に視察を再開し、令和5年度からは例年どおり実施した。

◎ 常任委員会の名称、所管事項及び定数

(令和 7 年 3 月 28 日現在)

名 称	所 管 事 項	定 数 (現員)	会派別委員数						
			自 民 民	民 主 フ ォ ー ラム	公 明	県 民 党	共 産	改 革	無 所 属
企画財政 委員会	県一般会計の歳入に関する事項、 企画財政部、会計管理者、監査委員及 び選挙管理委員会に関する事項	12 (12)	7 ◎ ○	2	1	1			1
総務県民 生活委員会	総務部、県民生活部及び人事委員会 に関する事項並びに他の常任委員会 の所管に属しない事項	12 (11)	7 ◎ ○	1	1	1	1		
環境農林 委員会	環境部、農林部及び内水面漁場管理 委員会に関する事項	11 (11)	7 ◎	1	1 ○	1			1
福祉保健 医療委員会	福祉部及び保健医療部に関する事項	12 (12)	7 ◎ ○	2	1	1	1		
産業労働 企業委員会	産業労働部、企業局及び労働委員会 に関する事項	12 (11)	7 ◎ ○	2	1	1			
県土都市 整備委員会	県土整備部、都市整備部、下水道局 及び収用委員会に関する事項	12 (11)	7 ◎	1	1 ○			1	1
文教委員会	教育委員会に関する事項	11 (11)	7 ◎ ○	1	1	1	1		
警察危機管 理防災委員 会	公安委員会及び危機管理防災部に関 する事項	11 (11)	7 ◎	1	2 ○	1			

(注) 会派別委員数欄中の◎は委員長、○は副委員長で、それぞれの所属会派を示す。

(5) 特別委員会

◎ 設置目的

特別委員会は、特定の事件を審査するため必要の都度、議会の議決で設置される。

◎ 選任方法及び任期

委員は、各会派の所属議員数の比率により、議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長が選任することができる。

正副議長は、特別委員会の委員とならないのが例である。

正副委員長を選任は、委員の互選による。

委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。

委員から所属変更又は辞任の申出があるときは、議長は会議に諮って決する。ただし、閉会中においては、議長が所属変更及び辞任の許可をすることができる。

◎ 会 議

常任委員会の場合と同じである。

◎ 視察調査

視察は、委員会単位に通例県外視察を年1回、県内視察を年1回程度行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生動向を考慮し、令和2年度から令和4年度までは視察を実施しなかったが、令和5年度から再開した。

◎ 特別委員会の名称、付託事件及び定数

(令和 7 年 3 月 27 日現在)

名 称	付 託 事 件	定 数 (現員)	会派別委員数						
			自 民 民	民 主 フ ォ ー ラム	公 明	県 民	共 産 党	改 革	無 所 属
自然再生・循環社会対策特別委員会	自然環境の保全・再生、地域温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策	13 (12)	8 ◎ ○	2	1	1			
地方創生・行財政改革特別委員会	地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策	13 (12)	8 ◎ ○	1	1	1			1
公社事業対策特別委員会	公社事業の経営・見直しに関する総合的対策	13 (12)	7 ◎ ○	2	1	1	1		
少子・高齢福祉社会対策特別委員会	少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策	13 (13)	8 ◎ ○	2	1	1		1	
経済・雇用対策特別委員会	中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策	13 (13)	7 ◎	1	2 ○	1	1		1
危機管理・大規模災害対策特別委員会	大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策	13 (13)	8 ◎	1	2 ○	1	1		
人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会	人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策	13 (13)	8 ◎ ○	2	1	1			1

(注) 会派別委員数欄中の◎は委員長、○は副委員長で、それぞれの所属会派を示す。

この他、決算特別委員会及び予算特別委員会が設置される予定である。

(6) 図書室委員会

◎ 設置目的及び構成

図書室委員会は、議員の調査、研究に資するため議会に附置された埼玉県議会図書室の運営を図ることを目的とする。

委員会は、議長が任命する委員 14 人（令和 7 年 3 月 28 日現在では、自民 9 人、民主フォーラム 2 人、公明 1 人、県民 1 人、共産党 1 人）をもって構成されている。

◎ 選任方法及び任期

委員は、議長が任命する。

正副委員長の選任は、委員の互選による。

委員の任期は、任命の日から翌年の 2 月定例会の閉会日までである（任期満了による後任者の任命は、その任期満了前に行うことができ、この場合、後任者の任期は前任者の任期満了日の翌日からとなる。）。ただし、後任者が任命されるまでの間、在任する。

◎ 会 議

常任委員会に準じて行っている。

◎ 視察調査

視察は、日帰り視察を年 1 回、議会の議決により行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生動向を考慮し、令和 2 年度から令和 4 年度は視察を実施しなかったが、令和 5 年度から再開した。

(7) 会議の記録と会議録

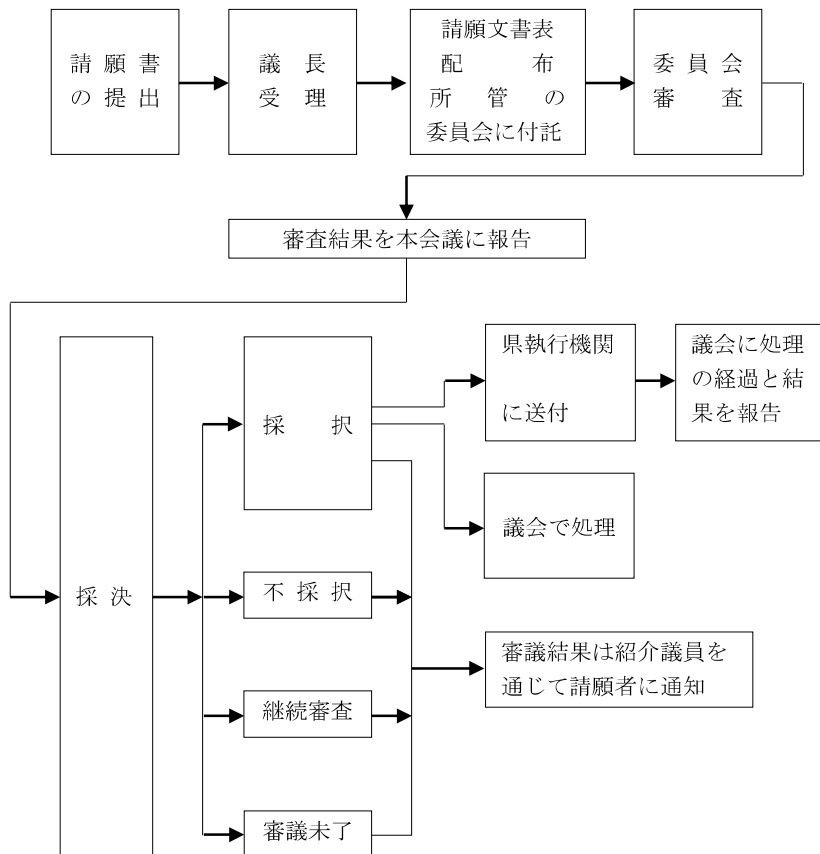
本会議の記録は、録音その他議長が適当と認める方法により行い、その作成事務は外部に委託している。

委員会については、書記が要点を記録し、（会議録作成の補助とするため、電磁的記録媒体を使用）作成する。なお、予算特別委員会は、全文反訳により作成している。

本会議の会議録は、県政情報センターや県内公立図書館等に配布している。

(8) 請願及び陳情

◎ 請願処理の流れ



◎ 陳情について

議員の紹介を必要としない。

また、委員会での審査及び本会議での採決は行われず、件名や陳情者の住所・氏名等を記載した陳情一覧表を全議員に配布するとともに、陳情書の写しを各会派に配布している。

◎ 請願の審査結果（令和６年度）

委員会名	継続分	新規分	合計	審 査 結 果							摘要
				採択	趣旨採択	不採択	継続審査	返戻	審議未了	合計	
議 会 運 営											
企 画 財 政											
総務県民生活		5	5			4		1		5	
環 境 農 林											
福祉保健医療		1	1			1				1	
産業労働企業		2	2			2				2	
県土都市整備											
文 教		1	1			1				1	
警察危機管理防災											
合 計		9	9			8		1		9	

◎ 陳情の受理件数

令和６年度に受理した件数は、35 件であった。

（９） 議員提出議案等の状況

区 分	条 例	規 則	意見書	決 議	その他	計
平成 24年度	4	1	20	3	3	31
〃 25年度	2		22	3	7	34
〃 26年度	3		23	6	3	35
〃 27年度	7		23	7	2	39
〃 28年度	3		29	6	3	41
〃 29年度	6		28	9	2	45
〃 30年度	2		30	10	2	44
令和 元年度	4	1	26	5	6	42
〃 2年度	4	1	30	4	1	40
〃 3年度	2		44	11	1	58
〃 4年度	6		25	3		34
〃 5年度	2	1	44	3	6	56
〃 6年度	6	2	42	1	3	54

（注）数字は可決件数である。

(10) 傍 聴

本会議は公開されているので原則として傍聴は自由であるが、傍聴規則により一定の事項を遵守しなければならないことになっている。

傍聴席は 245 あり、その内訳は一般傍聴席 216（うち 31 は車椅子の方の傍聴のため移動可能となっている。）、記者席 29 となっている。また、一般傍聴席及び記者席のほか、親子傍聴室を設置し 2 組程度利用できる。

なお、委員会についても、平成 12 年 2 月定例会から原則として公開することとなった。委員会における傍聴人の定員は 10 人であるが、傍聴席の増設が可能な場合は、20 人を限度として定員を増やしている。

(1) 機 構



(3) 事務分掌

- 1 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- 2 議長の意思表明に係る事務に関すること。
- 3 県議会の後援、県議会議長賞に関すること。

◎ 総 務 課

- 1 組織、定数及び職務権限に関すること。
- 2 職員の任免、分限、懲戒、服務、研修その他人事に関する
こと。
- 3 予算及び経理事務の総括に関すること。
- 4 職員の厚生福利及び衛生管理に関すること。
- 5 位勲、褒章及び表彰に関すること。
- 6 課又は室に属しない職に係る庶務その他事務局内の連絡
調整に関すること。
- 7 他の課又は室の所掌に属しない事項に関すること。
- 8 議員の身分に関すること。
- 9 公印の管理に関すること。
- 10 文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 11 議会情報ネットワークの整備及び運用に関すること。
- 12 政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開
に関する条例の施行に関すること。
- 13 埼玉県議会情報公開条例の施行に関すること。
- 14 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関
すること。
- 15 埼玉県議会議員の請負の状況の公表に関する規程の施行に関す
ること。
- 16 埼玉県政務活動費の交付等に関する条例の施行に関すること。
- 17 議員の厚生福利に関すること。
- 18 議事堂の管理に関すること。
- 19 議会用自動車の管理に関すること。

◎ 議 事 課

- 1 議会の会議に関すること。
- 2 常任委員会及び特別委員会に関すること。
- 3 議会運営委員会に関すること。
- 4 請願及び陳情に関すること。
- 5 全員協議会に関すること。
- 6 各会派代表者会議に関すること。
- 7 議決及び決定事項の処理に関すること。
- 8 会議録に関すること。

- 9 議決原本の保管に関すること。
- 10 その他議会の運営及び議事に関すること。

◎ 政策調査課

- 1 地方自治法第 98 条から第 100 条（他の課及び室において所掌するものを除く。）までに関すること。
- 2 議案の調査に関すること。
- 3 議員提出議案に関すること。
- 4 県政の調査に関すること。
- 5 議会広報に関すること。
- 6 議会に関する条例案等の審査及び公布に関すること。
- 7 資料の収集及び発刊に関すること。
- 8 議員連盟等の事務に関すること。
- 9 訴訟等に係る事務に関すること。
- 10 全国議長会等に関すること。
- 11 その他調査一般に関すること。

◎ 図 書 室

- 1 官報及び公報並びに政府及び都道府県から送付を受けた刊行物の保管に関すること。
- 2 図書及び資料の収集及び保管に関すること。
- 3 図書等の閲覧、貸出し及び返還に関すること。
- 4 図書室委員会に関すること。
- 5 その他図書事務に関すること。

(4) 刊行物

- ◎ 埼玉県議会議員名鑑（総務課）
議員の顔写真入りの名簿で議員の改選後に作成し、議員及び関係方面に配布している。
- ◎ 埼玉県議会議員名簿（総務課）
議員の氏名・会派・所属委員会・住所等を掲載した名簿で、年1回発行し、議員及び関係方面に配布している。
- ◎ 埼玉県議会時報（議事課）
議会の活動状況等を収録したもので、年4回発行し、県政情報センターや県内公共図書館等に配布している。
- ◎ 埼玉県議会先例集（議事課）
円滑な議会運営に資するため、各種先例のうち比較的活用機会が多いと見込まれるものを整理し、議員及び関係方面に配布している（4年に1回発行）。
- ◎ 埼玉県議会提要（政策調査課）
議員の議会活動に資するため、議会関係法規等を収録し、年1回発行し、議員及び関係方面に電子配信している。
- ◎ 県政資料（政策調査課）
県政の各般にわたり、県政の主要施策を収録した施策編と各種統計資料を収録編集した資料編を発行し、議員及び関係方面に電子配信している。
- ◎ 政策調査レポート（政策調査課）
議員の議会活動に資するため、話題となっている事項をテーマとした特集記事、県内・全国情報、他都道府県の先進事例等を収録し、年2回発行し、議員に電子配信している。
- ◎ 法制レポート（政策調査課）
議員の条例等立案の参考となる他県等の政策条例、新規制定等の法律等を収録し、年2回発行し、議員に電子配信している。
- ◎ 議会の概要（政策調査課）
主として、来県者を対象に県議会及び県勢の現況等を伝える資料として年1回発行し、来県者、議員及び関係方面に電子配信している。

◎ 資料速報（政策調査課）

予算案に係る新規・重要施策、各会派の予算要望、選挙速報などを収集し、タイムリーに議員及び関係方面に電子配信している。

◎ 図表からみた埼玉県の予算(案)（政策調査課）

当初予算案を歳入歳出全般についてグラフや表を主体にまとめたもので、年1回発行し、議員及び関係方面に電子配信している。

◎ 県政用語便覧（政策調査課）

議会及び県政全般にわたり、使用される用語の基本的なものについて解説したもので、議員及び関係方面に電子配信している（4年に1回発行）。

◎ 埼玉県議会意見書・決議集（政策調査課）

議会で可決され、関係行政庁に提出された意見書・決議を収録し、議員に電子配布している（4年に1回発行）。

◎ 図書室概要（図書室）

県議会図書室の蔵書や利用状況等を伝える資料として年1回発行し、議員及び関係方面に配布・電子配信している。

◎ 図書・資料目録（図書室）

議員の調査、研究に必要な新着図書資料を紹介するため、前年度受入の図書・資料目録を年1回作成するほか、速報を逐次作成し、議員及び関係方面に電子配信している。

（5）議会広報

県議会の活動状況を、広く県民に広報するため、広報紙、テレビ・ラジオ放送、インターネット、パンフレットの配布等の事業を実施している。

◎ 「埼玉県議会だより」の発行

定例会の概要、本会議での質疑質問・答弁を中心に県議会の主な活動を知らせるため、「埼玉県議会だより」を定例会ごとに発行し、新聞折り込みにより、各世帯に配布している。

◎ テレビによる広報

県議会に対する理解と認識を県民に深めてもらうため、テレビ

埼玉で「埼玉県議会中継」と「こんにちは県議会です」を放送している。

「埼玉県議会中継」

本会議と予算特別委員会の模様を生中継または中継録画で放送する。

「こんにちは県議会です」

正副議長や主要会派代表者へ県政の課題や抱負などを聞くインタビュー番組や定例会の模様を伝えるダイジェスト番組、常任及び特別委員会の所管事項や課題などを紹介する委員会紹介番組などがある。さらに、主要会派代表者による討論番組も制作し放送する。

◎ ラジオによる広報

県議会や議員の活動について県民に分かりやすくかつ効果的に伝えるため、ラジオ広報番組及びラジオCMを制作し放送している。

◎ インターネットなどによる県議会情報の発信

県議会の情報をタイムリーに伝えるため、県議会ホームページを設け、県議会の紹介、各定例会の概要などを発信している。

特に、定例会の概要では、質疑質問・答弁の全文を閉会后7日以内に速報版として提供している。

さらに、主要会派の代表者による座談会を2回掲載する。

[アドレス <https://www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/index.html>]

また、傍聴に来られない県民のためにインターネット（スマートフォン・タブレット端末を含む）で本会議及び予算特別委員会の中継を行うとともに、中継を見ることができなかった県民のため録画中継を配信している。なお、インターネットでのライブ中継においては、AI生成による字幕表示も実施している。

◎ パンフレットの配布

県議会見学者や傍聴者に県議会の役割、仕組みなどを解説したパンフレット「ようこそ県議会へ」を作成し、配布している。

◎ リーフレットの配布

県議会を見学する小学生を対象に、県議会の役割などをイラスト中心で解説したリーフレット「みんなの県議会」を作成し、配布している（4年に1回発行）。

- ◎ Webリーフレット「埼玉県議会のあらまし」の掲載
海外からの見学者に対して、県議会の役割などを英語版、中国語版、ハングルで解説したリーフレットを作成し、ホームページに掲載している（４年に１回更新）。
- ◎ 視覚障害者向け広報
視覚障害者に県議会の活動状況などの情報を提供するため、「埼玉県議会だより」の点字版及びデジ版を発行している。
また、パンフレット「ようこそ県議会へ」には、音声コード（Uni-Voice）を印刷し、利用者が用意するスマートフォンアプリや活字文書読み上げ装置により、音声読み上げが可能になるようにしている。
- ◎ プロモーション動画による広報
県議会に興味を持ってもらうために、プロモーション動画を制作し、県議会ホームページやYouTube 埼玉県議会公式チャンネルで配信している。
- ◎ 県議会公式Xによる広報
より迅速で積極的な広報を実施するため、定例会・臨時会情報やトピックス（正副議長の動き）、広報テレビ番組の情報等を、埼玉県議会公式Xで情報発信を行っている。
- ◎ 県議会公式YouTube による広報
プロモーション動画や一般質問ダイジェスト映像、議会広報テレビ番組などを配信している。
なお、一般・代表質問については 質問議員・質問項目ごとに分割して動画をアップし、サムネイル画像も質問内容が分かりやすいものにしている。

（６） 議会用自動車の運用

県では、昭和 38 年 12 月から集中管理を行っているが、議会はその特殊性により集中管理から除外され事務局総務課に自動車担当を設け、常時配車計画を立てて独自の運用をしている。

現在、正副議長専用車各 1 台、議員用 1 台、計 3 台が配置されている。

(7) 図 書 室

① 設置目的

議員の調査、研究に資することを目的とする。

② 運 営

図書室の運営は、議員 14 名で構成する図書室委員会が決定した運営方針に基づき、職員 6 名が議員の議会活動に必要な図書・資料を収集整備し、議員及び職員等の利用に供するよう努めている。

③ 施設・設備の概要

図書室は、1 階北側に位置し、総面積（事務室、閲覧室、作業室、書庫等を含む）は 450 m²である。うち議員閲覧室（7 室）57 m²、地下書庫（移動式書架）112 m²である。

1 階書架は開架式で約 1 万 4 千冊、地下書庫には約 6 万 6 千冊の収容能力がある。

④ 図書及び資料

図書・資料の概要は、次表のとおりである。

図書・資料の貸出しは、議員・職員を対象として 1 回に 2 冊まで、期間は 10 日間である。なお、一般の人は、閲覧のみ利用することができる。また、一部貴重資料等については貸出しできない。

◎ 蔵書状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区 分	5 年度末 蔵 書 数	6 年 度						合 計 〔 6 年度末 蔵 書 数 〕
		増 加 数			減 少 数			
		郷土誌	その他	計	郷土誌	その他	計	
図書（冊）	50,036	34	104	138	8	89	97	50,077
資料（点）	43,403	109	81	190	33	0	33	43,560
合 計	93,439	143	185	328	41	89	130	93,637

※ 新聞・雑誌・官報・会議録・議案等は含まない。

◎ 図書の分類別構成

(令和7年3月31日現在)

分 類	総 数 (冊)		6 年 度		増加数内訳				減少数 (冊)
			増加数 (冊)	割 合 (%)	購 入 (冊)	割 合 (%)	寄 贈 (冊)	保管転換 (冊)	
郷 土 誌	5,996	12.0	34	24.6	8	10.7	26	0	8
総 記	1,795	3.6	5	3.6	4	5.3	1	0	0
哲 学	821	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0	0
歴 史	5,273	10.5	0	0.0	0	0.0	0	0	26
社会科学	25,402	50.7	71	51.5	50	66.7	21	0	33
自然科学	1,786	3.6	3	2.2	2	2.7	1	0	16
技 術	2,379	4.8	4	2.9	3	4.0	1	0	0
産 業	3,798	7.6	13	9.4	6	8.0	7	0	10
芸 術	460	0.9	1	0.7	1	1.3	0	0	3
言 語	764	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0	1
文 学	1,603	3.2	7	5.1	1	1.3	6	0	0
合 計	50,077	100.0	138	100.0	75	100.0	63	0	97

◎ 資料の分類別構成

(令和7年3月31日現在)

分 類	総 数 (点)		6 年 度		増加数内訳				減少数 (点)
			増加数 (点)	割 合 (%)	購 入 (点)	割 合 (%)	寄 贈 (点)	保管転換 (点)	
郷 土 誌	24,508	56.3	109	57.4	12	17.4	97	0	33
総 記	2,758	6.3	42	22.1	36	52.2	6	0	2
哲 学	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
歴 史	10	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
社会科学	15,568	35.8	38	20.0	21	30.4	17	0	0
自然科学	62	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0	0
技 術	169	0.4	1	0.5	0	0.0	1	0	0
産 業	423	1.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
芸 術	9	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
言 語	50	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0	0
文 学	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0
合 計	43,560	100.0	190	100.0	69	100.0	121	0	33

※ 新聞・雑誌・官報・県報・会議録・議案等は含まない。

◎ 蔵書について

地方自治をはじめ、政治・経済・法律・財政・教育等の社会科学部門の図書・資料を中心に収集している。

◎ 利用状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	議 員	職 員 等	計
閲 覧 (人)	1, 188	2, 649	3, 837
貸出し (冊)	200	393	593

⑤ 議会史編さん

◎ 埼玉県議会史

「埼玉県議会史」は、明治初頭の県会創設期から平成 15 年 4 月までの期間を、次のとおり刊行した。

第 1 巻 廃藩置県から明治 23 年まで (昭和 31 年 3 月刊行)

第 2 巻 明治 24 年から明治 36 年まで (昭和 33 年 6 月刊行)

第 3 巻 明治 37 年から大正 8 年まで (昭和 35 年 5 月刊行)

第 4 巻 大正 9 年から昭和 5 年まで (昭和 37 年 6 月刊行)

第 5 巻 昭和 6 年から昭和 14 年まで (昭和 39 年 6 月刊行)

第 6 巻 昭和 15 年から地方自治法施行まで

(昭和 41 年 6 月刊行)

第 7 巻 地方自治法施行から昭和 26 年 4 月まで

(昭和 47 年 3 月刊行)

第 8 巻 昭和 26 年 4 月から昭和 30 年 4 月まで

(昭和 49 年 3 月刊行)

第 9 巻 昭和 30 年 4 月から昭和 34 年 4 月まで

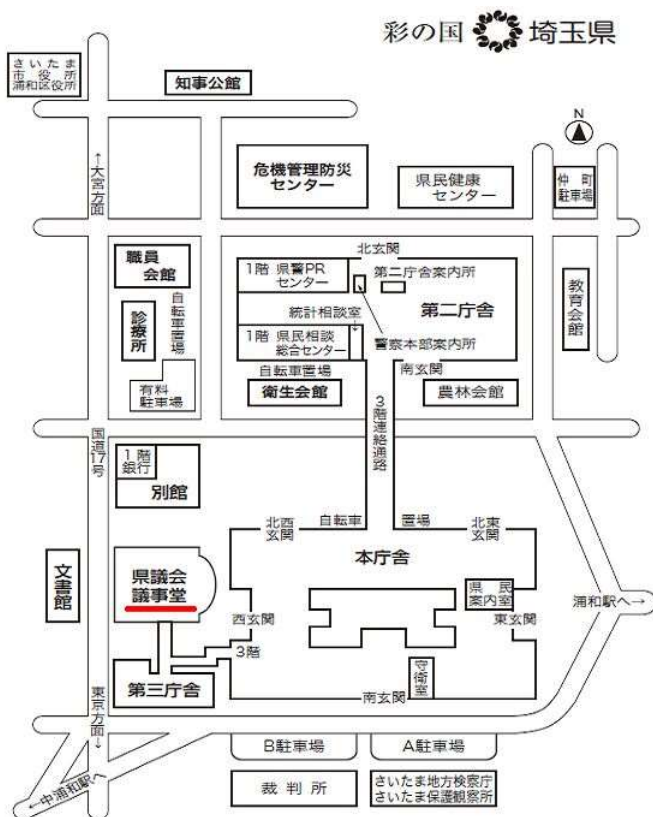
(昭和 51 年 3 月刊行)

第 10 巻 昭和 34 年 4 月から昭和 38 年 4 月まで

- (昭和 53 年 3 月刊行)
- 第 11 巻 昭和 38 年 4 月から昭和 42 年 4 月まで
(昭和 58 年 3 月刊行)
- 第 12 巻 昭和 42 年 4 月から昭和 46 年 4 月まで
(昭和 61 年 3 月刊行)
- 第 13 巻 昭和 46 年 4 月から昭和 50 年 4 月まで
(平成元年 3 月刊行)
- 第 14 巻 昭和 50 年 4 月から昭和 54 年 4 月まで
(平成 7 年 3 月刊行)
- 第 15 巻 昭和 54 年 4 月から昭和 58 年 4 月まで
(平成 11 年 3 月刊行)
- 第 16 巻 昭和 58 年 4 月から昭和 62 年 4 月まで
(平成 15 年 2 月刊行)
- 第 17 巻 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 4 月まで
(平成 27 年 2 月刊行)
- 第 18 巻 平成 3 年 4 月から平成 7 年 4 月まで
(平成 31 年 2 月刊行)
- 第 19 巻 平成 7 年 4 月から平成 11 年 4 月まで
(令和 4 年 3 月刊行)
- 第 20 巻 平成 11 年 4 月から平成 15 年 4 月まで
(令和 7 年 3 月刊行)

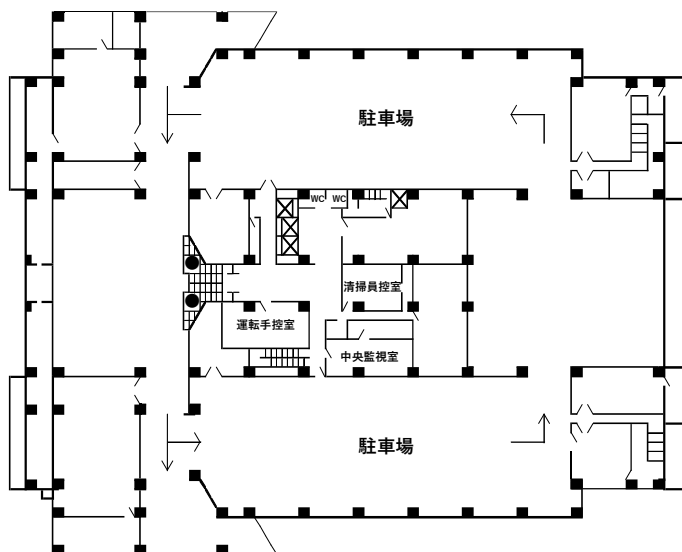
6 議 事 堂 の 概 要

- ◎ 場 所 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- ◎ 建 物
- 工 期 着 工 昭和56年3月27日
 竣 工 昭和58年5月31日
- 総 工 費 7,727,603,342 円
- 建築面積 3,269.58 m²
- 延 面 積 18,064.58 m² (本庁舎との連絡渡り廊下を含む)
- 構 造 鉄骨コンクリート造
- 地下2階 地上5階建 (塔屋1階)

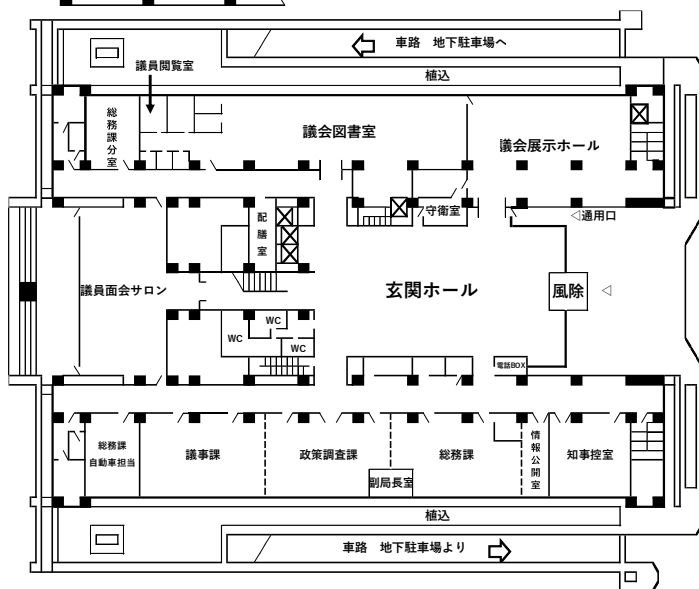


◎ 議事堂平面図

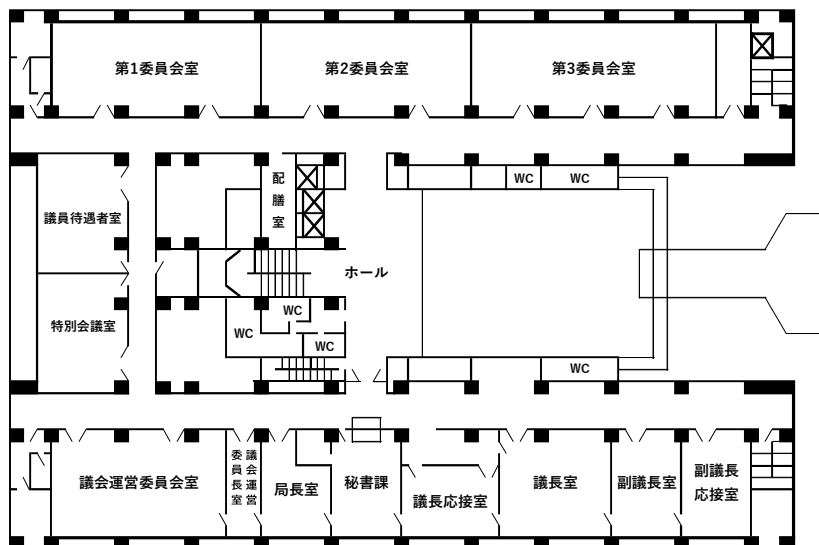
B 1



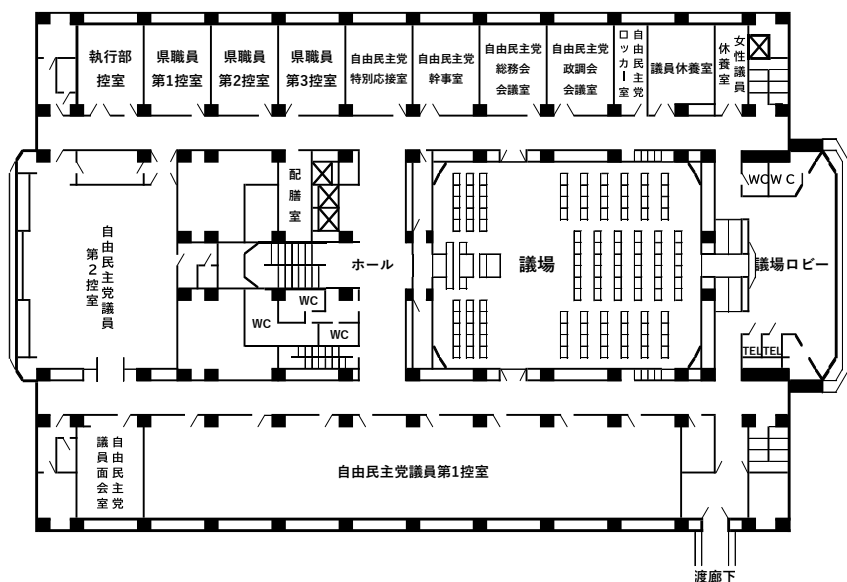
1 F



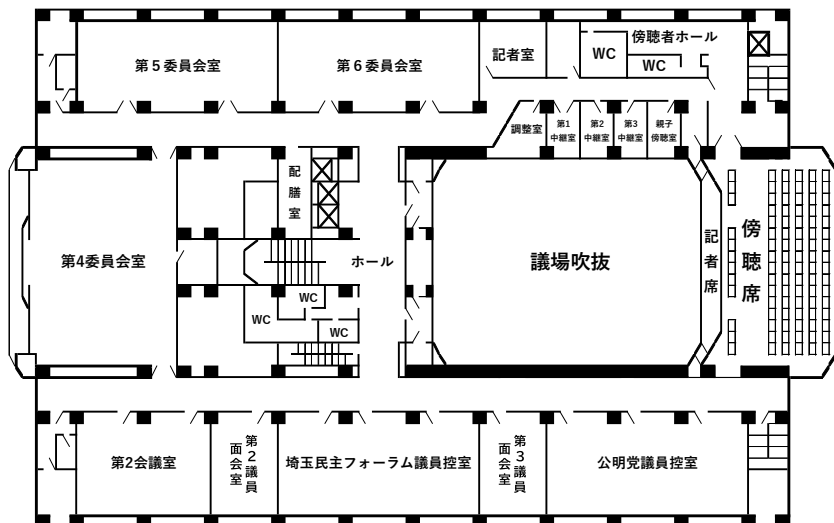
2 F



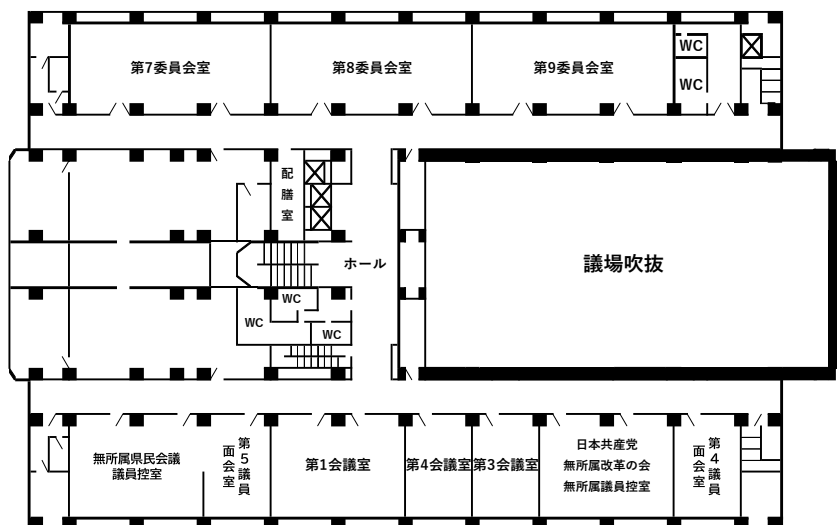
3 F



4 F



5 F



7 県 議 会 の 森 の 概 要

◎ 沿 革

昭和 46 年 1 月に建設された議長公館・議員会館は、施設の老朽化や利用者の減少等のため、平成 19 年 3 月に閉館された。

跡地利用を検討した結果、「彩の国みどりの基金」を活用して都市緑地として整備することとなり、平成 21 年 12 月に「県議会の森」が完成し、一般開放している。

◎ 場 所 さいたま市浦和区常盤 8－1－1

◎ 敷地面積 4, 7 7 7 平方メートル

◎ 概 要

敷地の東側は議長公館・議員会館の日本庭園をそのまま活かし、建物が建っていた西側を整地して、95 本の植樹を行った。

植樹は、主に外側に常緑樹、内側に落葉樹を配置し、武蔵野の四季の移ろいを感じられるような樹種を選定している。また、園内にはベンチや藤棚を設置し、訪れる県民がひとときの安らぎを感じられるものとしている。



8 議 会 費 予 算

令和7年度一般会計当初予算のうち、議会費は次のとおりである。

◎ 議会費予算

(単位：千円)

款 項	目	金 額	説 明
議会費		3,202,347	
	議会費	2,231,478	1 議員費 93人 1,656,956
			2 議長、副議長交際費 3,000
			3 政務活動費交付金、全国議長会負担金等 571,522
	事務局費	970,869	1 給与費 591,086
			2 経常費 194,107
			3 事務協議会等負担金 97
			4 議会広報費 185,579

参 考 資 料

1 埼 玉 県 の 概 要

◇ 県名の由来

埼玉県が誕生したのは明治4年11月14日のことである。

埼玉県のもとになった埼玉郡の名称は、神亀3年（726年）の正倉院文書の戸籍帳に「和銅2年（709年）武蔵国前玉郡」と記されていたのが初めてである。

「埼玉」の読み方については、万葉集に「佐吉多万」と書かれていて、「さきたま」の方が「さいたま」より古い読み方と考えられている。また、「さきたま」の語源については、「幸魂（人の身を守ってくれる神の動き）」から起こったという説や、「さきたま」の「たま」に水辺・湿地の意味があり、古利根川や元荒川流域を広く「さきたま」と称したと考えられ、そこから起こったという説等、幾つかの説があるが明らかなではない。

◇ 県の沿革

埼玉県域に人々が住みつくようになったのは、関東ローマ層から発見された遺跡により、今から約3万年前といわれている。

1,400年前（6世紀）頃になると、埼玉古墳群（行田市）にあるような大きな古墳を豪族が築いた。

中世に入ると各地に荘園ができ、任期の終わった国司や中央で志を得ない貴族などが地方に土着し、坂東八平氏や武蔵七党などの有力な武士団が大活躍した。

南北朝時代は、鉢形城（寄居町）、忍城（行田市）をめぐる合戦等、埼玉の地でも戦乱が繰り返された。やがて武蔵一帯は小田原の北条氏が支配したが、その後、豊臣秀吉の小田原攻めを経て、徳川氏の治めるところとなった。

江戸時代に入ると、河川の改修が進み、野火止用水や見沼代用水などの大規模な用水路が開かれて、広大な新田が開発された。

また、道路も整備され、五街道のうち三街道が県域内を通ることになった。

やがて徳川幕府が崩壊し、明治の新政府のもとに地方制度も改革され、明治4年7月の廃藩置県を経て、11月14日に「埼玉県」、「入間県」が置かれた。入間県は後に熊谷県となり、明治9年に熊谷県が廃され、旧入間県域と埼玉県が合併して、ここに、今日の埼

玉県域がほぼ確定した。

そして、明治 29 年には郡制が、30 年 4 月には府県制が施行され、地方自治体としての埼玉県が発足した。その後、大正 12 年 4 月には郡制が廃止され、郡は自治体の機能を失い、行政区画となったが、更に 15 年 7 月、郡役所廃止により単なる地理的区画となった。これより先、大正 11 年に川越が本県初の市制を施行し、次いで昭和 8 年に熊谷、川口と次々と市制施行があった。その後、地方自治体の機能強化の必要から、市町村合併が促進され、県下の市町村は平成 23 年 10 月に 63 市町村となり、現在に至っている。

◇ 位置及び地勢

東経 138 度 42 分～139 度 54 分、北緯 35 度 45 分～36 度 17 分と関東平野の内部に位置する内陸県で、面積は 3,797.75 km²で国土の約 100 分の 1 に当たり、全国で 39 番目の大きさである。

県西部は、秩父古生層の名で知られる秩父山地、中央部は火山灰の関東ローム層が堆積した洪積台地と丘陵、東部は埼玉の穀倉地帯と呼ばれる豊かな沖積低地が広がっている。

◇ 埼玉県 5 か年計画

埼玉県では、令和 4 年度を計画初年度とする「埼玉県 5 か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を、県議会の議決を経て策定している。

この計画は、本県の目指す将来像と、今後 5 年間に本県が取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本計画で、埼玉県を目指す 3 つの将来像として「安 心・安 全 の 追 究 ～Resilience～」、「誰もが輝く社会 ～Empowerment～」、「持続可能な成長 ～Sustainability～」を掲げている。

県議会における計画の審査においては、5 か年計画特別委員会に修正案が提出され、施策指標等の追加などの修正が行われた。

県の花「サクラソウ」



県の木「ケヤキ」



県民の鳥「シラコバト」



県の蝶「ミドリシジミ」



県の魚「ムサシトミヨ」



２ 県 政 の 現 況

◎「統計からみた埼玉県のすがた２０２５」（令和７年３月統計課公表）から抜粋

分野	項 目	単位	実 数	全国 順位
土 地 ・ 人 口	総 面 積 (R6.10.1)	km ²	3,797.75	39
	可住地面積比率 (R4.10.1)	%	68.5	2
	年間日照時間 (R5年)	時間	2,545.5	1
	世 帯 数 (R2.10.1)	世帯	3,157,627	5
	核家族世帯割合 (")	%	58.6	3
	人 口 (")	千人	7,345	5
	人 口 密 度 (")	人	1,934.0	4
	合計特殊出生率<注１> (R5年)		1.14	41
	平 均 年 齢 (R2.10.1)	歳	46.8	7(若い順)
	外 国 人 人 口 (")	人	185,678	5
財 政	普通会計歳出決算額 (R4年度)	百万円	2,237,200	7
	都道府県税収入総額 (R4年度)	百万円	1,020,723	5
	財政力指数 (R4年度)	—	0.73883	6
県民 経済	県内総生産 (名目) (R3年度)	百万円	23,733,625	5
福 祉	生活保護率 (R4年度) (月平均・人口千人当たり)	—	13.3	23
	介護老人福祉施設数 (R4.10.1)	施設	449	2
	障害者支援施設数 (R5.10.1)	〃	103	4
衛 生 ・ 環 境	病 院 数 (R5.10.1)	施設	342	6
	1人当たり国民医療費 (R4年度)	千円	332.0	1(低い順)
	1人当たりごみ排出量 (R4年度)	g/人日	825	42

<注１> 合計特殊出生率＝{母の年齢別出生数÷年齢別女子人口}の15歳から49歳までの合計

分野	項 目	単位	実 数	全国 順位
物 価	消費者物価地域差指数・持 家の帰属家賃を除く 総合 (R5年平均)	全国 =100	100.4	7
商 業	商業従業者数 (R3.6.1) 商業事業所数 (") 年間商品販売額 (R2年)	人 事業所 百万円	521,072 51,720 17,247,939	5 6 7
工 業	工業従業者数 (R5.6.1) 工業事業所数 (R5.6.1) 製造品出荷額等 (R4年)	人 事業所 百万円	385,746 13,252 14,799,788	4 4 8
農 業	総 農 家 数 (R2.2.1) 耕 地 面 積 (R5.7.15) 農業産出額 (R4年)	戸 ha 億円	46,463 73,000 1,542	14 16 21
教 育	幼 稚 園 数 (R6.5.1) 小 学 校 (") 中 学 校 (") 高 等 学 校 数 (") 短 大 数 (") 大 学 数 (") 特別支援学校数 (") 小学校児童数 (") 中学校生徒数 (") 高等学校生徒数 (") 大 学 生 数 (") 大学等進学率 (") 図 書 館 数 (R3.10.1)	園 校 校 校 校 校 校 校 人 人 人 人 人 % 館	484 800 445 191 11 27 59 351,268 182,518 159,512 108,667 65.9 174	4 6 5 7 8 9 3 5 5 5 9 6 2
都市 施設 等	下水道処理人口普及率 (R5年度末) 都市公園面積 (R5.3.31)	% ha	83.6 5,302	14 6
犯罪 ・ 事故 ・ 災害	刑法犯認知件数 (R5年) 交通事故死者数 (R5年) 出 火 件 数 (R4年)	件 人 件	49,653 122 1,701	3 6 6

3 令和7年度当初予算

◎ 総 括

～歴史的課題への挑戦と未来への躍進～

本県は今、大きな時代の転換期を迎えており、人口減少・超少子高齢社会の到来と激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応という、大きな2つの歴史的課題に直面している。

こうした中で、社会全体の生産性の向上や持続可能なまちづくり、こどもまんなか社会の実現に向けた子育て支援、人手不足対策等による強い経済の構築など、あらゆる施策を総動員するとともに、能登半島地震などの検証を踏まえた入念な備えを進める必要がある。また、社会の在り方が変化し、多種多様な価値観が広がっている中、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会を着実に実現していかなければならない。

これら歴史的課題に敢然と立ち向かい、次世代に対する責任を果たすため、中長期的な施策を先手を打って展開し、埼玉県を未来へ向けて大いに成長・発展させていく。

こうした基本的な考えに立ち、令和7年度当初予算は、「歴史的課題への挑戦」「『日本一暮らしやすい埼玉』の着実な実現」に最優先に取り組むこととし、限りある財源を重点的に配分して編成した。

◎ 予算規模

(1) 一般会計 2兆2,308億9,000万円（前年度比5.2%増、過去最大）

（6年度 2兆1,197億4,400万円）

(2) 全会計合計（一般会計・特別会計・企業会計）

3兆7,017億9,232万7千円（前年度比4.1%増）

（6年度 3兆5,545億2,912万4千円）

<参考>

一般会計予算規模の推移（当初対比）

（単位：億円、%）

年 度	30	元	2	3	4	5	6	7
予算額	18,658	18,885	19,603	21,198	22,285	22,111	21,197	22,309
伸び率	0.1	1.2	3.8	8.1	5.1	▲0.8	▲4.1	5.2

◎ 一般会計款別予算

(単位：千円)

款	予 算 額	構成 比 (%)	伸率 (%)	款	予 算 額	構成 比 (%)	伸率 (%)
県 税	879,400,000	39.4	9.2	議 会 費	3,202,347	0.1	0.2
地方消費税 清算金	346,672,000	15.5	9.3	総 務 費	113,695,243	5.1	5.7
地方譲与税	159,415,000	7.2	14.5	民 生 費	462,075,560	20.7	4.6
地 方 特 例 交 付 金	4,672,000	0.2	-81.4	衛 生 費	77,697,953	3.5	2.4
地方交付税	281,996,000	12.6	5.1	労 働 費	5,623,203	0.3	4.2
交通安全対策 特別交付金	1,205,000	0.1	-9.5	農林水産業費	25,979,202	1.2	4.1
分担金及び 負 担 金	3,199,788	0.1	27.2	商 工 費	19,000,300	0.8	-3.0
使用料及び 手 数 料	26,682,714	1.2	-0.5	土 木 費	142,379,193	6.4	10.7
国庫支出金	177,329,082	8.0	6.8	警 察 費	167,333,242	7.5	6.1
財 産 収 入	11,069,440	0.5	32.2	教 育 費	534,534,932	24.0	5.5
寄 附 金	156,623	0.0	29.5	災 害 復 旧 費	2,380,050	0.1	2.2
繰 入 金	140,869,086	6.3	-5.1	公 債 費	279,540,932	12.5	-1.4
繰 越 金	500,000	0.0	0.0	諸支出金	395,447,843	17.7	9.7
諸 収 入	28,991,267	1.3	-4.5	予 備 費	2,000,000	0.1	0.0
県 債	168,732,000	7.6	-6.4				
合 計	2,230,890,000	100.0	5.2	合 計	2,230,890,000	100.0	5.2

◎ 一般会計性質別予算

(単位：千円)

区 分	予 算 額	構成 比 (%)	伸率 (%)	区 分	予 算 額	構成 比 (%)	伸率 (%)
給 与 費	598,585,596	26.8	1.5	維持補修費	1,944,214	0.1	-0.5
<内訳>				補 助 費	369,522,768	16.6	8.3
知事部局等	75,062,272	3.4	2.4	投 融 資	1,284,426	0.0	-2.2
警察本部	132,173,619	5.9	5.2	一般行政費	135,734,139	6.1	13.6
教 育 局	391,349,705	17.5	0.1	他会計繰出金	75,249,092	3.4	-3.7
義 務 費	434,805,394	19.5	2.4	積 立 金	7,164,380	0.3	0.1
投資の経費	205,782,991	9.2	6.7	県税交付金等	398,817,000	17.9	10.4
<内訳>				予 備 費	2,000,000	0.1	0.0
国庫補助事業	43,794,908	1.9	-11.7				
直轄負担金	10,427,500	0.5	-8.6				
県費単独事業	151,560,583	6.8	15.0	合 計	2,230,890,000	100.0	5.2

◎ 特別会計予算

(単位：千円)

区 分	予算額	区 分	予算額
公 債 費	557,656,023	就農支援資金貸付事業	31,410
証 紙	57,049	林業・木材産業改善資金	25,335
市町村振興事業	13,687,921	本多静六博士育英事業	45,485
災害救助事業	850,584	用地事業	5,721,102
母子父子寡婦福祉資金	1,045,483	県営住宅事業	15,289,319
県立病院機構貸付金事業等	15,720,538	高等学校等奨学金事業	900,856
国民健康保険事業	573,045,113	公営競技事業	63,406,650
中小企業高度化資金	118,263		
		合 計	1,247,601,131

◎ 公営企業会計予算

(単位：千円)

会 計 名	予算額
総合リハビリテーションセンター病院事業	4,563,176
工 業 用 水 道 事 業	3,841,648
水 道 用 水 供 給 事 業	97,200,904
地 域 整 備 事 業	26,631,265
流 域 下 水 道 事 業	91,064,203
合 計	223,301,196

4 市町村議会議員

	市町村名	定数	現 数	欠員		市町村名	定数	現 数	欠員
1	さいたま市	6 0	6 0 (16)	2	30	八 潮 市	2 1	2 0 (7)	1
2	川 越 市	3 6	3 4 (11)		31	富 士 見 市	2 1	2 1 (6)	
3	熊 谷 市	3 0	3 0 (5)	2	32	三 郷 市	2 4	2 4 (7)	
4	川 口 市	4 2	4 0 (13)		33	蓮 田 市	2 0	2 0 (6)	
5	行 田 市	2 0	2 0 (2)	2	34	坂 戸 市	2 0	2 0 (8)	
6	秩 父 市	1 9	1 9 (3)		35	幸 手 市	1 5	1 5 (3)	
7	所 沢 市	3 3	3 3 (10)		36	鶴ヶ島市	1 8	1 8 (3)	
8	飯 能 市	1 9	1 7 (6)		37	日 高 市	1 6	1 6 (3)	
9	加 須 市	2 5	2 5 (9)		38	吉 川 市	2 0	2 0 (6)	
10	本 庄 市	2 1	2 1 (5)		39	ふじみ野市	2 1	2 1 (7)	
11	東松山市	2 1	2 1 (5)		40	白 岡 市	1 8	1 8 (4)	
12	春日部市	3 0	2 9 (6)		市 計		958	944	14
13	狭 山 市	2 2	2 2 (5)	1				(263)	
14	羽 生 市	1 4	1 4 (2)	1	41	伊 奈 町	1 6	1 6 (4)	1
15	鴻 巣 市	2 4	2 4 (7)		42	三 芳 町	1 5	1 5 (8)	
16	深 谷 市	2 4	2 4 (4)		43	毛 呂 山 町	1 4	1 4 (2)	
17	上 尾 市	3 0	3 0 (11)		44	越 生 町	1 1	1 1 (5)	
18	草 加 市	2 8	2 7 (5)		45	滑 川 町	1 4	1 4 (1)	
19	越 谷 市	3 2	3 2 (10)		46	嵐 山 町	1 3	1 3 (3)	
20	蕨 市	1 8	1 8 (6)		47	小 川 町	1 6	1 6 (2)	
21	戸 田 市	2 6	2 6 (5)		48	川 島 町	1 4	1 4 (2)	
22	入 間 市	2 2	2 0 (5)		49	吉 見 町	1 4	1 4 (5)	
23	朝 霞 市	2 4	2 4 (8)	2	50	鳩 山 町	1 2	1 1 (2)	
24	志 木 市	1 4	1 4 (2)		51	ときがわ町	1 1	1 1 (2)	
25	和 光 市	1 8	1 7 (7)	1	52	横 瀬 町	1 2	1 2 (2)	
26	新 座 市	2 6	2 6 (12)	2	53	皆 野 町	1 2	1 2 (1)	
27	桶 川 市	1 9	1 9 (8)		54	長 瀨 町	9	9 (1)	
28	久 喜 市	2 7	2 5 (8)						
29	北 本 市	2 0	2 0 (7)						

	市町村名	定 数	現 数	欠員		市町村名	定 数	現 数	欠員
55	小 鹿 野 町	1 2	1 1 (0)	1	市 町 村 計	1,257	1,238 (325)	19	
56	東 秩 父 村	8	7 (1)	1					
57	美 里 町	1 0	1 0 (2)	2					
58	神 川 町	1 2	1 0 (4)						
59	上 里 町	1 4	1 4 (1)						
60	寄 居 町	1 6	1 6 (3)						
61	宮 代 町	1 4	1 4 (5)						
62	杉 戸 町	1 5	1 5 (3)						
63	松 伏 町	1 5	1 5 (3)						
町 村 計		299	294 (62)	5					

(注) 1 令和6年12月31日現在の数である。

2 ()は女性議員の内数である。

令和7年6月

編 集 埼玉県議会事務局政策調査課
発 行 埼 玉 県 議 会 事 務 局
代表者 事 務 局 長 影 沢 政 司



埼玉県のマスコット コバトン&さいたまっち

彩の国  埼玉県